立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

2019 年 1 月 1 日以降始期契約用

地震保険・割引制度のご案内

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が下表①～④のいずれかに該当し、確認資料(注1)をご提出いただいた場合、地震保険に割引を適用します(注2)(注3)。

（注1） 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、変更確認書（異動承認書）（写）、満期案内書類（写）、契約内容確認のお知らせ（写）またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）もしくは電子データをいいます。

（注2） 下記①～④の条件を複数満たす場合であっても、割引はいずれか1つのみの適用となります。

（注3） この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

割引の種類	割引率	適用条件	確認資料
①免震建築物割引	50%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注1)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること（耐震等級割引の場合は耐震等級）を証明した書類（写）(注2)(注3)(注4) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）(注3) ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）(注5)および②「設計内容説明書」など"免震建築物であること"または"耐震等級"が確認できる書類（写）(注4) （注1） 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。） （注2） 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写） ・耐震性能評価書（写）（耐震等級割引の場合に限ります。） ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写） ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写） ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写） ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）　等 （注3） 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 （注4） 以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は 30%、増築・改築は 10%）が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、"免震建築物であること"または"耐震等級"が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 （注5） 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。
②耐震等級割引	耐震等級 3 50% 耐震等級 2 30% 耐震等級 1 10%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（評価指針）に定められた耐震等級を有している場合	

耐震診断割引、建築年割引については裏面をご確認ください。

免震建築物割引、耐震等級割引については表面をご確認ください。

割引の種類	割引率	適用条件	確認資料
③耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書（写） ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成 18 年国土交通省告示第 185 号（平成 25 年国土交通省告示第 1061 号を含みます。）に適合している」旨の文言が記載された書類（写）
④建築年割引	10%	対象建物が 1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか（1981年（昭和56年）6月以降の新築であることが確認できる資料が対象となります。） ・「建物登記簿謄本」（写）、「建物登記済権利証」（写）、「建築確認書」（写）等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等（国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など）が発行する書類（写）および公的機関等に対して届け出た書類（写）（公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限ります。） ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写） ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等（写）

地震保険割引の確認資料（見本）

＜確認済証＞
（建築年割引）

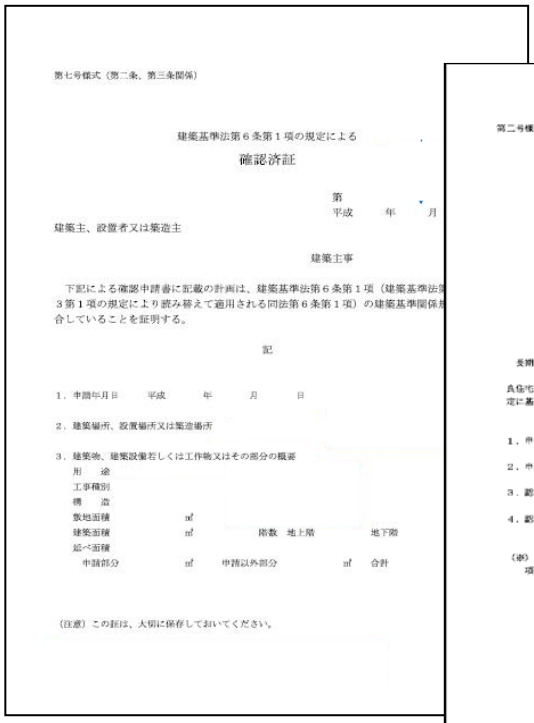
第七号様式（第二条、第三条関係）

建築基準法第６条第１項の規定による
確認済証

第
平成　年　月

建築主、設置者又は築造主

建築主事

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第６条第１項（建築基準法第
３第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規
合していることを証明する。

記

１．申請年月日　平成　年　月　日

２．建築場所、設置場所又は築造場所

３．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
用　途
工事種別
構　造
敷地面積　㎡
建築面積　㎡　階数　地上階　地下階
延べ面積
申請部分　㎡　申請以外部分　㎡　合計

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

＜長期優良住宅　認定通知書＞
（免震建築物割引）
（耐震等級割引）

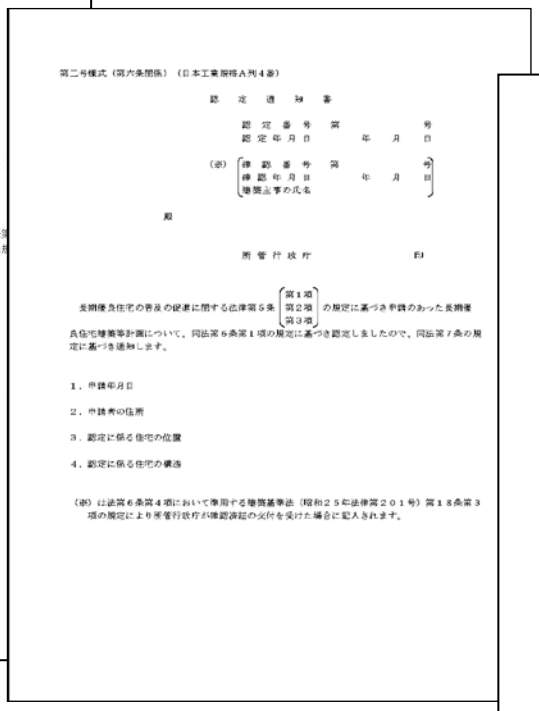
第二号様式（第六条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

認　定　通　知　書

認定番号　第　号
認定年月日　年　月　日

（※）
〔確認番号　第　号
確認年月日　年　月　日
建築主事の氏名〕

殿

所管行政庁　印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条〔第１項／第２項／第３項〕の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第６条第１項の規定に基づき認定しましたので、同法第７条の規定に基づき通知します。

１．申請年月日

２．申請者の住所

３．認定に係る住宅の位置

４．認定に係る住宅の構造

（※）は法第６条第４項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

＜建設住宅性能評価書＞
（免震建築物割引）
（耐震等級割引）

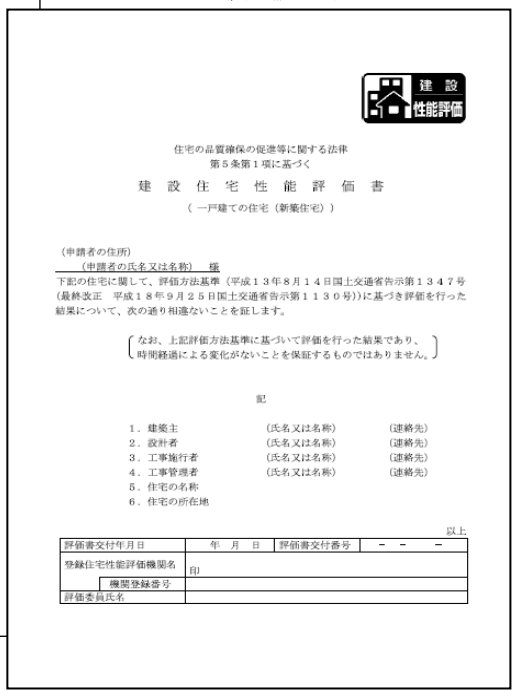
建設性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第５条第１項に基づく

建　設　住　宅　性　能　評　価　書

（一戸建ての住宅（新築住宅））

（申請者の住所）
（申請者の氏名又は名称）　様
下記の住宅に関して、評価方法基準（平成１３年８月１４日国土交通省告示第１３４７号（最終改正　平成１８年９月２５日国土交通省告示第１１３０号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔なお、上記評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。〕

記

１．建築主　（氏名又は名称）　（連絡先）
２．設計者　（氏名又は名称）　（連絡先）
３．工事施行者　（氏名又は名称）　（連絡先）
４．工事管理者　（氏名又は名称）　（連絡先）
５．住宅の名称
６．住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年　月　日	評価書交付番号	－　－　－
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価委員氏名			

※このチラシは地震保険割引制度の特徴を説明したものです。地震保険の詳細につきましては商品パンフレットまたは重要事項のご説明をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

●ご相談・お申込先

本店　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。
https://www.ms-ins.com

90999-1　2019.9（修）A3F21　B